家畜衛生情報

平成19年11月

鳥インフルエンザ予防対策の確認・強化を！

～　韓国での弱毒タイプの鳥インフルエンザ（Ｈ７亜型）の発生を受けて　～

　農林水産省は、平成１９年１１月２６日、韓国農林部より弱毒タイプの鳥インフルエンザの発生があった旨の発表を受け、韓国からの家きん肉等の輸入一時停止をすることとしました。
　国内では宮崎、岡山での発生以来終息はしているものの、世界各地では再発生が確認されています。
　今年も冬本番を前に改めて予防対策を確認・強化しましょう。

野鳥および野生動物対策

○防鳥ネットは張ってありますか？破れていませんか？
○給与飼料は汚染されないよう管理されていますか？
○ネズミ、イタチ、ハエやゴキブリ等の駆除はしていますか？

給水用の水対策

○飲水は飲用に適したもの、消毒したものを給与していますか？
○野鳥等との接触が考えられる生水を与えていませんか？

消毒の徹底と部外者の農場立入の制限

○養鶏場および各鶏舎の出入り口には消毒槽等を常備してありますか？
○部外者の農場への立入は制限していますか？

作業の適正化と記録および従業員への徹底

○衛生管理・作業の適正化および記録の徹底
○従業員との情報の共有をしていますか？

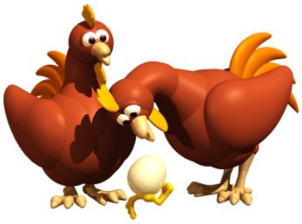

　日常の健康観察を徹底し、鶏群に異常がみられたときは至急連絡ください。

飛騨家畜保健衛生所
TEL(0577)33－1111　FAX32－9019
E－mail:c24508@pref. gifu. lg. jp

全羅南道
光州市
本
海
東 シ ナ 海
太
平
洋
南
0
500km
新潟
富山
石川
群馬
長野
埼玉
福井
岐阜
山梨
東京
神奈川
鳥取
京都
滋賀
愛知
静岡
島根
岡山
兵庫
広島
大阪
三重
山口
香川
奈良
徳島
福岡
愛媛
高知
和歌山
佐賀
大分
長崎
熊本
宮崎
鹿児島

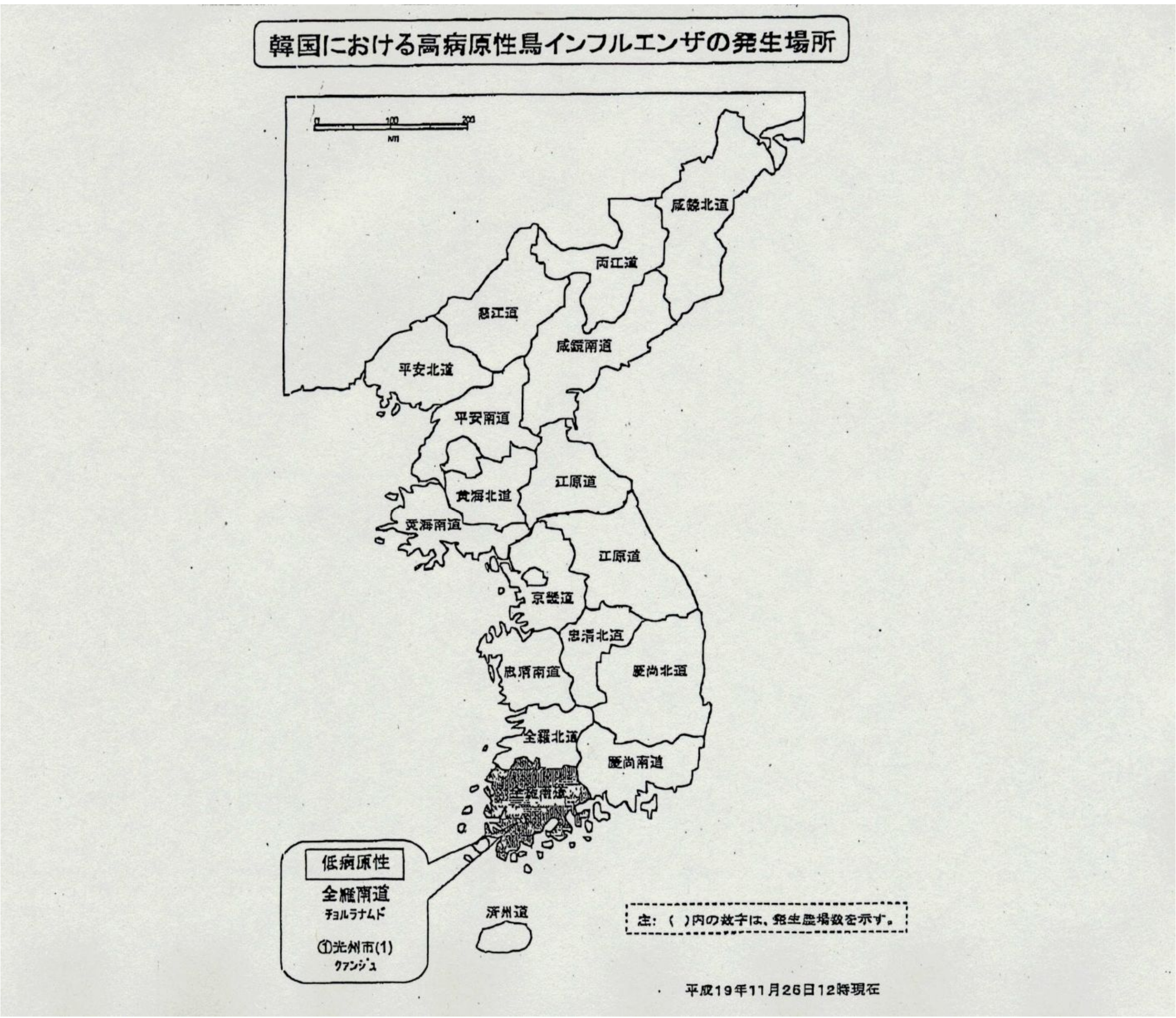
韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生場所
0
100
200
低病原性
全羅南道
ﾁｮﾙﾗﾅﾑﾄﾞ
①光州市(1)
ｸｧﾝｼﾞｭ
済州道
注：（ ）内の数字は、発生農場数を示す。
平成19年11月26日12時現在